見積依賴説明書

東京法務局総務部会計課

随意契約を前提とした見積依頼である。

提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内で最低価格(税込み)を提示した事業者を契約の相手方とするので、参加を希望する者は、「東京法務局オープンカウンター方式実施要領」、本書記載事項及び当局提示事項等を熟知の上、見積書を提出すること。

- 1 件 名 東京法務局訟務部自動車借入
- 2 仕様及び数量 仕様書のとおり
- 3 納車場所等 仕様書のとおり
- 4 契約予定日 平成28年1月20日(水)
- 5 契約期間 平成28年2月1日(月)から同年3月31日(木)
- 6 納 車 期 限 平成28年2月1日(月)午前8時30分から午前9時までの間
- 7 参加資格
- (1) 東京法務局オープンカウンター方式実施要領第9条(1)及び(3)に該当する者であること。
- (2) 平成25・26・27年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち、営業品目「賃貸借」において、D等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 8 履行証明書等の提出期限及び提出場所
- (1) 提出書類 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を各1部提出すること。 なお、本件仕様書の仕様を満たす乗用自動車の提案も可とする。
 - ア 履行証明書(仕様書の仕様(車名,車台番号,型式)を満たすことが確認できる カタログ等を併せて添付すること。また,カタログ等には,マーカーペン等を使用 し,提案する乗用自動車に関する車名,車台番号及び型式を明確にしておくこ と。)
 - イ 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し
 - ウ 契約の相手方として不適当な者及び契約の相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書(役員等名簿添付)」
- (2) 提出期限 平成28年1月18日(月)午後5時00分まで
- (3) 提出場所 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎6階 東京法務局総務部会計課用度係

(電 話 03-5213-1259 (直通) FAX 03-5213-1377)

- (4) 提出方法 持参又は郵送により行うものとする。 ただし、郵送による場合は、書留郵便等の到達確認が可能な方法を利用 すること。
- (5) 契約担当官等から当該書類等に関し説明を求められた場合又は追加資料の提出を求

められた場合は,これに応じること。

- 9 見積書の提出方法,提出期限及び提出場所
- (1) 東京法務局オープンカウンター方式実施要領第4条のとおりとする。ただし、見積書には、別添見積書記載例を参考として、車名、車台番号、型式及び各月に係る内訳金額及びそれらをすべて合算した総額(税込み)を必ず記載すること。
- (2) 見積書は、封筒に入れて封印の上、件名及び氏名(法人においては法人名)を必ず 朱書きすること。また、見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、書留郵便等の到 達確認が可能な方法を利用し、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と必ず 朱書きすること。
- (3) 法人の代表者本人以外の者が見積書を作成するときは、当該見積書作成に係る委任 状を提出すること。
- (4) 提出前の見積書の記載事項(見積金額を除く。)を訂正するときは、当該訂正部分に押印すること。
- (5) 提出期限 上記8(2)のとおり
- (6) 提出場所 上記8(3)のとおり
- (7) 提出方法 上記8(4)のとおり
- 10 見積合わせ
 - (1) 東京法務局オープンカウンター方式実施要領第5条のとおりとする。
 - (2) 本件における見積金額の比較は、1か月ごとの見積単価に月数を乗じ、それらを合 算した総額(税込み)をもって行う。
 - (3) 契約担当官等は、参加者が相連合するなどの場合で、見積合わせを公正に執行することができないと認めたときは、見積合わせを中止する。
 - (4) 見積合わせの日時 平成28年1月20日(水)午前10時00分(非公開)
- 11 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 東京法務局オープンカウンター方式実施要領第6条に該当する見積り
- (2) 委任状を提出しない代理人のした見積り
- (3) 物件名,見積金額及び氏名(法人においては法人名及び代表者氏名)の確認ができない見積り
- 12 契約の相手方の決定 東京法務局オープンカウンター方式実施要領第7条のとおりとする。
- 13 契約の締結
 - (1) 東京法務局オープンカウンター方式実施要領第8条のとおりとする。
 - (2) 契約の相手方は請書の作成を要する。
- 14 その他本説明書及び東京法務局オープンカウンター方式実施要領に定めのない事項は, 全て会計法規の定めるところによって処理することとする。
- 15 本件に関する問合せ先

東京法務局総務部会計課用度係 担当:橋本

電話03-5213-1259 (直通), FAX03-5213-1377 質疑については、平成28年1月14日 (木)午後5時00分までに書面(適宜の 様式)にて持参、郵送又はFAXのいずれかにより行うものとする。 なお、提出に際しては、事前に電話連絡を行うこと。 おって、平成28年1月15日(金)までに、FAX等適宜の方法で回答する。

16 契約担当官等

支出負担行為担当官 東京法務局長 加 藤 朋 寛